

伊 勢 市 公 報

第 198 号
平成 26 年 2 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
条 例	
伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例	2
規 則	
伊勢市公印規則の一部を改正する規則	32
告 示	
伊勢市議会臨時会の招集について	36
市道の路線の廃止について	37
市道の路線の認定について	38
道路の区域の決定について	40
道路の供用開始について	42
平成 25 年補正予算の要領について	44
道路の供用開始について	46
公 告	
公売公告兼見積価額公告	47
公売公告兼見積価額公告	48
公売公告兼見積価額公告	49
地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧について	50

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市立公民館条例等の一部を改正する条例

(伊勢市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市立公民館条例(平成17年伊勢市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「使用」を「使用等」に改める。

第 9 条第 2 項中「使用等により、」の次に「又は」を加え、「取消しにより」を「取消し」に、「利用」を「使用等」に改める。

第12条中「使用者等」を「利用者」に、「使用等」を「利用」に改める。

別表第 4 伊勢市立高麗広公民館の項中「4,000円」を「4,110円」に改める。

(伊勢市立公民館使用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市立公民館使用料徴収条例(平成17年伊勢市条例第185号)の一部を次のように改正する。

別表 1 (1)の表大会議室の項中「1,500円」を「1,540円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「5,000円」を「5,140円」に改め、同表第 1 会議室の項から第 3 会議室の項までの規定中「500円」を「510円」に、「700円」を「720円」に、「1,700円」を「1,740円」に改め、同表会議室の項中「1,000円」を「1,020円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「3,200円」を「3,290円」に改め、同表第 1 和室の項から研修室の項までの規定中「500円」を「510円」に、「700円」を「720円」に、「1,700円」を「1,740円」に改め、同表視聴覚室の項及び調理実習室の項中「1,000円」を「1,020円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「3,200円」を「3,290円」に改める。

別表 1 (2)の表拡声装置の項中「550円」を「560円」に改め、同表調理

実習器具一式の項中「900円」を「920円」に改める。

別表2の表講堂の項中「2,000」を「2,050」に、「500」を「510」に、「2,500」を「2,570」に改め、同表学習室の項中「1,000」を「1,020」に、「1,250」を「1,280」に改め、同表研修室2-1の項中「500」を「510」に、「600」を「610」に改め、同表研修室2-2の項中「800」を「820」に、「1,000」を「1,020」に改め、同表和室研修室の項中「500」を「510」に、「600」を「610」に改める。

別表3の表第1会議室の項中「1,600」を「1,640」に、「2,000」を「2,050」に、「500」を「510」に、「3,000」を「3,080」に、「900」を「920」に改め、同表第2会議室の項中「1,200」を「1,230」に、「1,500」を「1,540」に、「400」を「410」に、「2,000」を「2,050」に、「600」を「610」に改め、同表学習室の項中「2,400」を「2,460」に、「3,000」を「3,080」に、「800」を「820」に、「4,000」を「4,110」に、「1,200」を「1,230」に改め、同表2階会議室の項から団体室の項までの規定中「1,200」を「1,230」に、「1,500」を「1,540」に、「400」を「410」に、「2,000」を「2,050」に、「600」を「610」に改め、同表講堂の項中「3,200」を「3,290」に、「4,000」を「4,110」に、「1,000」を「1,020」に、「5,000」を「5,140」に、「1,500」を「1,540」に改める。

(伊勢市立図書館条例の一部改正)

第3条 伊勢市立図書館条例(平成17年伊勢市条例第189号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「5,100」を「5,240」に、「7,200」を「7,400」に、「1,700」を「1,740」に、「4,500」を「4,620」に、「1,500」を「1,540」に改め、同表会議室の項中「1,500」を「1,540」に、「2,100」を「2,160」に、「500」を「510」に、「900」を「920」に改め、同表ギャラリーの項中「3,600」を「3,700」に、「5,700」を「5,860」に、「1,200」を「1,230」

に、「1,800」を「1,850」に、「600」を「610」に改め、同表(4)中「2,000円」を「2,050円」に改める。

(伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例の一部改正)

第4条 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例(平成18年伊勢市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「600円」を「610円」に、「800円」を「820円」に、「2,000円」を「2,050円」に改める。

(伊勢河崎商人館条例の一部改正)

第5条 伊勢河崎商人館条例(平成17年伊勢市条例第193号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「3,500円」を「3,600円」に改める。

別表第1の2の表北蔵1の項中「3,800円」を「3,900円」に、「6,500円」を「6,680円」に、「16,800円」を「17,280円」に、「1,300円」を「1,330円」に改め、同表和室1の項中「1,500」を「1,540」に、「2,400」を「2,460」に、「6,300」を「6,480」に、「500」を「510」に改め、同表和室2の項及び和室3の項中「1,200」を「1,230」に、「2,000」を「2,050」に、「5,200」を「5,340」に、「400」を「410」に改め、同表和室4の項中「800」を「820」に、「1,200」を「1,230」に、「3,200」を「3,290」に改め、同表茶室の項中「2,100」を「2,160」に、「3,500」を「3,600」に、「9,100」を「9,360」に、「700」を「720」に改める。

別表第2中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

(尾崎号堂記念館条例の一部改正)

第6条 尾崎号堂記念館条例(平成17年伊勢市条例第194号)の一部を次のように改正する。

別表第2会議室の項中「1,500円」を「1,540円」に、「2,000円」を「2,050

円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「500円」を「510円」に改める。

(山田奉行所記念館条例の一部改正)

第7条 山田奉行所記念館条例(平成17年伊勢市条例第195号)の一部を次のように改正する。

別表1の表弓の間の項及び書院の項中「600円」を「610円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

(伊勢市生涯学習センター条例の一部改正)

第8条 伊勢市生涯学習センター条例(平成17年伊勢市条例第186号)の一部を次のように改正する。

別表第1多目的ホールの項中「9,270」を「9,530」に、「12,360」を「12,710」に、「33,990」を「34,960」に、「3,090」を「3,170」に改め、同表学習室1(リハーサル室)の項中「1,850」を「1,900」に、「2,470」を「2,540」に、「6,790」を「6,980」に、「610」を「620」に改め、同表楽屋の項中「410」を「420」に、「1,130」を「1,160」に改め、同表工芸室の項から和室の項までの規定中「1,540」を「1,580」に、「2,060」を「2,110」に、「5,660」を「5,820」に、「510」を「520」に改め、同表学習室2の項から文化交流室の項までの規定中「1,230」を「1,260」に、「1,640」を「1,680」に、「4,530」を「4,660」に、「410」を「420」に改め、同表パソコン室の項及び会議室1の項中「1,540」を「1,580」に、「2,060」を「2,110」に、「5,660」を「5,820」に、「510」を「520」に改め、同表会議室2の項中「610」を「620」に、「820」を「840」に、「2,260」を「2,320」に改める。

別表第2の1の表舞台設備及び備品の部音響反射板の項中「3,090」を「3,170」に改め、同部能舞台の項中「5,150」を「5,290」に改め、同部所作台の項中「3,090」を「3,170」に改め、同部金屏風の項中「1,030」を「1,050」に改め、同部地がすりの項及びバレエマットの項中「3,090」

を「3,170」に改め、同表照明設備の部シーリングライトの項からローア
ホリゾンライトの項までの規定中「510」を「520」に改め、同部セン
ターピンスポットライトの項中「1,030」を「1,050」に改め、同部サイ
ドスポットライトの項中「2,060」を「2,110」に改め、同表音響設備の
部移動用スピーカーの項中「510」を「520」に改め、同部拡声装置の項
中「1,030」を「1,050」に、「含む」を「含む。」に改め、同部移動用
音響装置の項中「510」を「520」に、「含む」を「含む。」に改め、同
表映写設備の部移動型映像システムの項中「2,060」を「2,110」に改め、
同部スライド映写機の項からオーバーヘッドカメラの項までの規定中
「1,030」を「1,050」に改め、同部ホールスクリーンの項から移動用ス
クリーンの項までの規定中「510」を「520」に改め、同部液晶プロジェ
クターの項中「1,030」を「1,050」に改め、同表ピアノの部フルコンサ
ートピアノの項中「5,150」を「5,290」に改め、同部アップライトピア
ノの項中「510」を「520」に改め、同表その他の部焼窯の項及び茶道用
具の項中「2,060」を「2,110」に改める。

別表第2の2の表多目的ホールの項中「1,440円」を「1,480円」に改
め、同表学習室1（リハーサル室）・調理室の項中「410」を「420」に
改める。

別表第3の1の表研修室1の項から研修室4の項までの規定中「500
円」を「510円」に、「700円」を「720円」に、「1,700円」を「1,740
円」に改め、同表ホールの項中「1,000円」を「1,020円」に、「1,500
円」を「1,540円」に、「3,500円」を「3,600円」に改め、同表備考4を
削る。

別表第3の2の表拡声装置の項及び映写機スライド実物反射投影機の
項中「550円」を「560円」に改め、同表備考3を削る。

（伊勢市学習等供用施設条例の一部改正）

第9条 伊勢市学習等供用施設条例(平成17年伊勢市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「4万7,000円」を「4万8,340円」に改め、同条第3項の表集会室の項中「2,500」を「2,570」に、「3,000」を「3,080」に、「800」を「820」に、「3,900」を「4,010」に、「1,200」を「1,230」に改め、同表学習室1の項から学習室3の項までの規定中「700」を「720」に、「900」を「920」に、「1,200」を「1,230」に、「400」を「410」に改める。

(伊勢市観光文化会館条例の一部改正)

第10条 伊勢市観光文化会館条例(平成17年伊勢市条例第153号)の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの部平日の項中「13,390」を「13,770」に、「18,740」を「19,270」に、「24,100」を「24,780」に、「52,220」を「53,710」に、「4,730」を「4,860」に改め、同部土、日曜日及び祝祭日の項中「18,740」を「19,270」に、「26,780」を「27,540」に、「34,810」を「35,800」に、「73,640」を「75,740」に、「6,690」を「6,880」に改め、同表リハーサル室の項中「2,360」を「2,420」に、「3,190」を「3,280」に、「8,750」を「9,000」に、「820」を「840」に改め、同表ホワイエの項中「6,380」を「6,560」に、「8,640」を「8,880」に、「23,680」を「24,350」に、「2,060」を「2,110」に改め、同表プラザの項中「1,640」を「1,680」に、「2,160」を「2,220」に、「5,970」を「6,140」に、「510」を「520」に改め、同表大会議室の部全室の項中「7,210」を「7,410」に、「9,680」を「9,950」に、「26,570」を「27,320」に、「2,360」を「2,420」に改め、同部1の項から4の項までの規定中「2,360」を「2,420」に、「3,190」を「3,280」に、「8,750」を「9,000」に、「820」を「840」に改め、同表小会議室の部1の項から3の項までの規定中「1,640」を「1,680」に、

「2,160」を「2,220」に、「5,970」を「6,140」に、「510」を「520」に改め、同表展示室の項中「3,190」を「3,280」に、「4,320」を「4,440」に、「11,840」を「12,170」に、「1,030」を「1,050」に改め、同表和室の項中「820」を「840」に、「1,030」を「1,050」に、「2,880」を「2,960」に改め、同表特別室の項中「4,010」を「4,120」に、「5,350」を「5,500」に、「14,720」を「15,140」に、「1,330」を「1,360」に改め、同表浴室の項中「660」を「670」に改める。

別表第2の1の表ピアノの部フルコンサート(スタインウェイD-274)の項中「9,450」を「9,720」に改め、同部フルコンサート(ヤマハCF)の項中「5,250」を「5,400」に改め、同部セミコンサート(ヤマハCS)の項中「2,100」を「2,160」に改め、同部アップライトの項中「520」を「530」に改め、同表照明設備の部Bセットの項中「13,390」を「13,770」に改め、同部Cセットの項中「26,780」を「27,540」に改め、同部ピンスポットライト2KWの項中「1,640」を「1,680」に改め、同部スポットライト1KWの項中「660」を「670」に改め、同部スポットライト500Wの項中「410」を「420」に改め、同部エフェクトマシンの項中「860」を「880」に改め、同部カッタースポットライトの項中「820」を「840」に改め、同部アップパーホリゾンライトの項及びロアーホリゾンライトの項中「860」を「880」に改め、同部カラーフィルターの項中「610」を「620」に改め、同表舞台設備及び備品の部所作台の項中「3,700」を「3,800」に改め、同部演台の項中「710」を「730」に改め、同部金屏風の項から地がすりの項までの規定中「1,030」を「1,050」に改め、同部バレエ用マットの項中「3,390」を「3,480」に改め、同部松羽目の項中「1,030」を「1,050」に改め、同部竹羽目の項中「1,540」を「1,580」に改め、同部音響反射板の項中「5,150」を「5,290」に改め、同部大太鼓の項中「510」を「520」に改め、同部オーケストラピットの項中「3,

090」を「3,170」に改め、同部大ホールスクリーンの項及びOHPの項中「1,030」を「1,050」に改め、同部大会議室スクリーンの項中「460」を「470」に改め、同表音響設備及び備品の部拡声装置の款大ホールの項中「2,670」を「2,740」に改め、同款大会議室の項中「1,330」を「1,360」に改め、同部ステージスピーカーの項中「1,540」を「1,580」に改め、同部はね返りスピーカーの項及び液晶プロジェクターの項中「1,030」を「1,050」に改め、同部マイクロホンの項中「610」を「620」に改め、同部ワイヤレス装置の項中「1,030」を「1,050」に改め、同部CDプレーヤーの項中「610」を「620」に改め、同部DATプレーヤーの項、テープレコーダーの項及びMDレコーダーの項中「720」を「740」に改め、同部3点吊マイクロホン装置の項及び移動用ミキサーの項中「1,030」を「1,050」に改める。

別表第2の2の表大ホールの部全体の項中「6,280」を「6,450」に改め、同部客席・舞台の項中「5,250」を「5,400」に改め、同部ホワイエの項中「1,030」を「1,050」に改め、同表大会議室の部全室の項中「1,230」を「1,260」に改め、同表展示室の項中「410」を「420」に改める。

(伊勢市観光文化会館駐車場条例の一部改正)

第11条 伊勢市観光文化会館駐車場条例(平成17年伊勢市条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表自動車の項中「2,060円」を「2,110円」に改める。

(伊勢市体育施設条例の一部改正)

第12条 伊勢市体育施設条例(平成17年伊勢市条例第197号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表中「400円」を「410円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表第4の3の表伊勢市民でない場合の項中「600円」を「610円」に

改める。

別表第4の4の表一般の項中「1,030円」を「1,050円」に改め、同表小・中・高・大学生の項中「510円」を「520円」に改める。

別表第4の5(1)の表中

3,500円	3,000円	2,000円
1,700円		
7,000円		
11,000円		
3,000円		
1,500円		
6,000円		
11,000円		
2,000円	3,000円	2,000円
1,000円		
4,000円		
11,000円		
1,000円		
500円		
2,000円		
11,000円		

3,600円	3,080円	2,050円
1,740円		
7,200円		

11,310円		
3,080円		
1,540円		
6,170円		
11,310円		
2,050円	3,080円	2,050円
1,020円		
4,110円		
11,310円		
1,020円		
510円		
2,050円		
11,310円		

に改める。

」

別表第4の5(2)の表クラブハウスの部会議室1の項から審判室の項までの規定中「500円」を「510円」に改め、同部多目的スペース(全部使用)の項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同部多目的スペース(一部使用)の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同部救護室の項からロッカールーム4の項までの規定中「500円」を「510円」に改め、同部放送設備一式(Aピッチ)の項及び放送設備一式(Bピッチ)の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同部プロジェクター一式(多目的スペース)の項中「500円」を「510円」に改める。

別表第4の6の表伊勢市民でない場合の項中「600円」を「610円」に改める。

別表第4の8の表伊勢市民の場合の部剣道場の項及び柔道場の項中

「600円」を「610円」に改め、同表伊勢市民でない場合の部剣道場の項及び柔道場の項中「1,200円」を「1,230円」に改める。

別表第4の9の表伊勢市民でない場合の項中「600円」を「610円」に改める。

別表第4の10の表伊勢市民でない場合の項中「600円」を「610円」に改める。

別表第4の11の1の表中

1,500円	1,500円	6,000円
2,100円	2,100円	9,000円
2,100円	2,100円	10,500円
3,000円	3,000円	13,500円
3,600円	3,600円	18,000円
6,000円	6,000円	22,500円

1,540円	1,540円	6,170円
2,160円	2,160円	9,250円
2,160円	2,160円	10,800円
3,080円	3,080円	13,880円
3,700円	3,700円	18,510円
6,170円	6,170円	23,140円

450円	900円
550円	1,100円

460円	920円
560円	1,130円

別表第4の12の表伊勢市民の場合の項中「500円」を「510円」に改め、同表伊勢市民でない場合の項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同表

「照明使用料

中 電気料金の実費に見合う額で、30分間1,150円とする。(1月、
12月は使用禁止)

」を「照明使用料は、30分間1,180円とする。(1月及び12月は使用禁止)」
に改める。

別表第4の13の表午前8時から12時の項及び午後1時から6時の項中
「500円」を「510円」に改め、同表午後6時から10時の項中「700円」を
「720円」に改める。

別表第4の14の表伊勢市民の場合の項中「1,000円」を「1,020円」に
改め、同表伊勢市民でない場合の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、
「照明使用料 500円(1時間単位)
同表中 電気料金の実費に見合う額」を「照明使用料は、1時
間510円とする。」に改める。

別表第4の15の表ミニバスケットボールの項からバトミントンの項ま
での規定中「500円」を「510円」に改め、同表備考中「600円」を「610
円」に改める。

別表第4の16(1)の表アリーナの項中「750円」を「770円」に、「1,500
円」を「1,540円」に改め、同表柔剣道場の項中「500円」を「510円」に、
「1,000円」を「1,020円」に改め、同表トレーニングルームの項中「500
円」を「510円」に改める。

別表第4の16(2)の表アリーナの部バレーボールの項から卓球の項ま
での規定中「500円」を「510円」に改め、同表柔剣道場の部柔道の項及
び剣道の項中「500円」を「510円」に改める。

別表第4の16(3)の表放送設備の項からグラウンドピアノの項までの
規定中「2,000円」を「2,050円」に改める。

別表第4の17の1(1)の表専用使用の項中「(750円)」を「(770円)」

に、「500円(1,500円)」を「510円(1,540円)」に、「1,000円(3,000円)」を「1,020円(3,080円)」に、「2,000円(6,000円)」を「2,050円(6,170円)」に改め、同表部分使用(西側)の項中「(450円)」を「(460円)」に、「(900円)」を「(920円)」に改め、同表部分使用(東側)の項中「(600円)」を「(610円)」に改める。

別表第4の17の1(2)の表1の項中「700円(2,000円)」を「720円(2,050円)」に改め、同表2の項中「500円(1,500円)」を「510円(1,540円)」に改め、同表3の項中「1,000円」を「1,020円」に、「ヤカン」を「やかん」に、「ナベ」を「鍋」に改める。

別表第4の17の2の表放送設備一式の項中「2,000円」を「2,050円」に改める。

別表第5伊勢市民の場合の部多目的広場の項中「500円」を「510円」に改め、同表伊勢市民でない場合の部テニスコートの項中「600円」を「610円」に改め、同部多目的広場の項中「1,000円」を「1,020円」に改める。

(伊勢市御園B & G海洋センター条例の一部改正)

第13条 伊勢市御園B & G海洋センター条例(平成17年伊勢市条例第198号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の部半面の項中「400円」を「410円」に、「600円」を「610円」に、「800円」を「820円」に改め、同部全面の項中「500円」を「510円」に、「700円」を「720円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,400円」を「1,440円」に改める。

(伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第14条 伊勢市立学校施設の開放に関する条例(平成17年伊勢市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「(消費税及び地方消費税の額を含む。)」を削る。

別表第3の1の表小俣小学校、明野小学校、御園小学校、倉田山中学

校、五十鈴中学校、厚生中学校、宮川中学校、港中学校、二見中学校、小俣中学校及び御園中学校の項中「1,000円」を「1,020円」に、「500円」を「510円」に改め、同表上記以外の小学校及び中学校の項中「500円」を「510円」に改め、同表宮川中学校、小俣中学校及び二見中学校の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表御園小学校の項中「500円」を「510円」に改める。

別表第3の2の表会議室1の項中「920円」を「940円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「3,390円」を「3,480円」に改め、同表会議室2の項中「300」を「300円」に、「410」を「420円」に、「1,130」を「1,160円」に、「100」を「100円」に改める。

(伊勢市福祉健康センター条例の一部改正)

第15条 伊勢市福祉健康センター条例(平成17年伊勢市条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表第2 社会適応訓練室の項中「800円」を「820円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表日常生活訓練室の項中「900」を「920」に、「1,400」を「1,440」に、「1,600」を「1,640」に、「3,900」を「4,010」に、「400」を「410」に改め、同表調理実習室の項中「1,200」を「1,230」に、「1,800」を「1,850」に、「2,000」を「2,050」に、「5,000」を「5,140」に、「400」を「410」に改め、同表集会室(1)の項及び(2)の項中「800」を「820」に、「1,300」を「1,330」に、「1,500」を「1,540」に、「3,600」を「3,700」に改め、同表娯楽室の項中「3,800」を「3,900」に、「6,200」を「6,370」に、「10,000」を「10,280」に、「20,000」を「20,570」に、「1,900」を「1,950」に改め、同表趣味創作室の項中「700」を「720」に、「1,200」を「1,230」に、「1,400」を「1,440」に、「3,300」を「3,390」に改め、同表会議室(大)の項中「1,000」を「1,020」に、「1,500」を「1,540」

に、「1,600」を「1,640」に、「4,100」を「4,210」に、「400」を「410」に改め、同表Ⅱ（小）の項中「700」を「720」に、「1,000」を「1,020」に、「1,300」を「1,330」に、「3,000」を「3,080」に改める。

（伊勢市ハートプラザみその条例の一部改正）

第16条 伊勢市ハートプラザみその条例（平成17年伊勢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表中「（第7条 - 第10条、第13条関係）」を「（第7条・第13条関係）」に改める。

別表多目的ホールの項中「6,500円」を「6,680円」に、「12,000円」を「12,340円」に、「25,000円」を「25,710円」に、「7,000」を「7,200」に、「10,000」を「10,280」に、「13,000」を「13,370」に、「30,000」を「30,850」に改め、同表教養娯楽室の項中「2,000」を「2,050」に、「3,000」を「3,080」に、「5,000」を「5,140」に、「10,000」を「10,280」に改め、同表栄養指導室の項中「1,000」を「1,020」に、「1,500」を「1,540」に、「2,000」を「2,050」に、「4,500」を「4,620」に改め、同表保健会議室の項中「1,000」を「1,020」に、「2,000」を「2,050」に、「3,000」を「3,080」に、「6,000」を「6,170」に改め、同表生活相談室の項中「500」を「510」に、「600」を「610」に、「1,600」を「1,640」に改め、同表備考1の表中「すること。また」を「することを」に、「為になることを指す」を「又はためになることをいう」に改める。

（伊勢市老人福祉センター条例の一部改正）

第17条 伊勢市老人福祉センター条例（平成17年伊勢市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表二見老人福祉センターの表集会室の項中「3,000円」を「3,080円」に改め、同表教養娯楽室の項から生活相談室の項までの規定中「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表小俣老人福祉会館の表集会室の項中「2,000」を「2,050」に、「2,500」を「2,570」に、「600」を「610」に、「3,000」を「3,080」に、「900」を「920」に改め、同表2階小会議室の項中「1,000」を「1,020」に、「1,300」を「1,330」に、「2,000」を「2,050」に、「600」を「610」に改める。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部改正)

第18条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例(平成17年伊勢市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第19条 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年伊勢市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「1,050円」を「1,080円」に改め、同条第2号中「100円。ただし、その額に100円」を「108円として計算した額に10円」に、「その端数金額を切り捨てる」を「これを切り捨てるものとする」に改める。

(伊勢市廃棄物投棄場条例の一部改正)

第20条 伊勢市廃棄物投棄場条例(平成17年伊勢市条例第130号)の一部を次のように改正する。

別表101kg～200kgの項中「400円」を「410円」に改め、同表201kg～300kgの項中「600円」を「610円」に改め、同表301kg～400kgの項中「800円」を「820円」に改め、同表401kg～500kgの項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表501kg～1,000kgの項中「2,000」を「2,050円」に改め、同表1,001kg～1,500kgの項中「4,000円」を「4,110円」に改め、同表1,501kg～2,000kgの項中「6,000円」を「6,170円」に改め、同表2,001kg～2,500kgの項中「8,000円」を「8,220円」に改め、同表2,501kg～3,000kgの項中

「10,000円」を「10,280円」に改め、同表3,001kg以上の項中「2,000円」を「2,050円」に改める。

(伊勢市小俣納骨堂条例の一部改正)

第21条 伊勢市小俣納骨堂条例(平成17年伊勢市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第13条中「1万円」を「10,280円」に改める。

(伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正)

第22条 伊勢市地区コミュニティセンター条例(平成17年伊勢市条例第116号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表会議室1の項中「920円」を「940円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「3,390円」を「3,480円」に改め、同表会議室2の項中「410」を「420」に、「1,130」を「1,160」に改める。

別表第2の2の表中「5,000円」を「5,140円」に改める。

(いせ市民活動センター条例の一部改正)

第23条 いせ市民活動センター条例(平成17年伊勢市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表多目的ホール(2階)の部全室の項中「7,210」を「7,410」に、「9,780」を「10,060」に、「12,360」を「12,710」に、「27,810」を「28,600」に、「2,570」を「2,640」に改め、同部1の項から4の項までの規定中「2,260」を「2,320」に、「3,090」を「3,170」に、「8,440」を「8,680」に、「820」を「840」に改め、同表ホール(1階)の項中「3,090」を「3,170」に、「4,630」を「4,760」に、「12,360」を「12,710」に、「1,230」を「1,260」に改め、同表A室の項中「1,640」を「1,680」に、「2,260」を「2,320」に、「6,180」を「6,350」に、「610」を「620」に改め、同表B室の項中「820」を「840」に、「1,130」を「1,160」に、「3,090」を「3,170」に改める。

別表第2の2の表冷暖房1時間当たりの金額の項中「1,540円」を「1,580円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「720円」を「740円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2の3の表ピアノの項中「2,360円」を「2,420円」に、同表照明設備の部ピンスポットの項中「1,640」を「1,680」に改め、同部舞台照明の項中「3,090」を「3,170」に改め、同部サスペンションライトの項中「510」を「520」に改め、同表音響設備の部拡声装置の項中「1,030」を「1,050」に改め、同部マイクロホンの項中「610」を「620」に改め、同部ワイヤレス装置の項中「1,030」を「1,050」に改め、同部カセットデッキの項中「720」を「740」に改め、同部プレーヤーの項中「510」を「520」に改め、同表舞台設備等の部太鼓の項及び三味線の項中「510」を「520」に改め、同部ビデオプロジェクターの項中「3,090」を「3,170」に改め、同部OHPの項から映写機の項までの規定中「1,030」を「1,050」に改める。

(伊勢市矢持会館条例の一部改正)

第24条 伊勢市矢持会館条例(平成22年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表会議室1の項中「720円」を「740円」に、「610円」を「620円」に改め、同表会議室2の項及び会議室3の項中「510円」を「520円」に改める。

(伊勢市朝熊ふれあい会館条例の一部改正)

第25条 伊勢市朝熊ふれあい会館条例(平成18年伊勢市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,080円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「400円」を「410円」に改める。

(伊勢市隣保館条例の一部改正)

第26条 伊勢市隣保館条例(平成17年伊勢市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「360円」を「370円」に、「460円」を「470円」に、「610円」を「620円」に改め、同表大会議室の項中「410円」を「420円」に、「510円」を「520円」に、「720円」を「740円」に、「920円」を「940円」に、「1,230円」を「1,260円」に改める。

(伊勢市農村環境改善センター条例の一部改正)

第27条 伊勢市農村環境改善センター条例(平成17年伊勢市条例第138号)の一部を次のように改正する。

別表1の表会議室の項中「1,110円」を「1,140円」に、「1,480円」を「1,520円」に、「4,070円」を「4,180円」に、「370円」を「380円」に改め、同表生活研修室の項及び営農相談室の項中「410」を「420」に、「1,130」を「1,160」に改める。

別表2の表1階会議室の項及び和室の項中「1,200」を「1,230」に、「1,500」を「1,540」に、「400」を「410」に改め、同表実習室の項中「1,600」を「1,640」に、「2,000」を「2,050」に、「500」を「510」に改め、同表多目的ホールの項中「8,000」を「8,220」に、「10,000」を「10,280」に、「2,300」を「2,360」に改め、同表2階会議室の項中「1,000」を「1,020」に、「1,300」を「1,330」に改め、同表研修室の項中「1,200」を「1,230」に、「1,500」を「1,540」に、「400」を「410」に改め、同表備考2中「2,000円」を「2,050円」に改める。

(伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例の一部改正)

第28条 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設条例(平成18年伊勢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表1の表研修室の項中「500円」を「510円」に、「2,000円」を「2,050円」に改める。

別表 2 の表ビデオプロジェクターの項及び拡声装置の項中「550円」を「560円」に改める。

(伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例の一部改正)

第29条 伊勢市農産物直売所サンファームおばた条例(平成17年伊勢市条例第141号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用期間	使用料	備考
1箇月	52,450円	使用料については、経営状況を勘案の上、見直すものとする。

(伊勢市漁港管理条例の一部改正)

第30条 伊勢市漁港管理条例(平成17年伊勢市条例第145号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

3 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、金額の欄に定める金額に1.08を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2土砂採取の項中「257円」を「260円」に、「206円」を「210円」に改め、同表備考2を削り、同表備考3を同表備考2とする。

別表第2備考4中「広告塔」を「広告塔の占用料」に、「面積をいう」を「面積により計算する」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用

の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

- 4 占用の期間が1月未満であるときは、金額の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。

（伊勢市産業支援センター条例の一部改正）

第31条 伊勢市産業支援センター条例（平成19年伊勢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表起業家支援室の項中「12,910」を「13,270」に改め、同表起業準備支援室Aの項中「4,200」を「4,320」に改め、同表起業準備支援室Bの項中「3,150」を「3,240」に改め、同表研修室の項から材料試験室の項までの規定中「1,050」を「1,080」に改め、同表実習室の項及び漆芸室の項中「520」を「530」に改め、同表作業実習室の項中「1,050」を「1,080」に改める。

（賓日館条例の一部改正）

第32条 賓日館条例（平成18年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2伊勢市民の部大広間の項中「15,000円」を「15,420円」に、「450円」を「460円」に改め、同部中広間の項中「7,500円」を「7,710円」に改め、同部旧客室等の項中「2,250円」を「2,310円」に改め、同表伊勢市民でない者の部大広間の項中「20,000円」を「20,570円」に、「450円」を「460円」に改め、同部中広間の項中「10,000円」を「10,280円」に改め、同部旧客室等の項中「3,000円」を「3,080円」に改める。

（伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部改正）

第33条 伊勢市二見浦海水浴場施設条例（平成17年伊勢市条例第154号）の

一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に改める。

(伊勢市神社海の駅条例の一部改正)

第34条 伊勢市神社海の駅条例(平成18年伊勢市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1研修室の項及び会議室1の項中「800円」を「820円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,800円」を「1,850円」に改め、同表会議室2の項中「500円」を「510円」に、「600円」を「610円」に、「1,100円」を「1,130円」に改める。

(伊勢市労働福祉会館条例の一部改正)

第35条 伊勢市労働福祉会館条例(平成17年伊勢市条例第150号)の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「2,060円」を「2,110円」に、「3,090円」を「3,170円」に、「4,120円」を「4,230円」に、「8,370円」を「8,600円」に、「1,030円」を「1,050円」に改め、同表第1会議室の項中「900円」を「920円」に、「1,420円」を「1,460円」に、「1,540円」を「1,580円」に、「3,090円」を「3,170円」に、「640円」を「650円」に改め、同表第2会議室の項から第4会議室の項までの規定中「640円」を「650円」に、「900円」を「920円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「2,060円」を「2,110円」に、「510円」を「520円」に改める。

(サンライフ伊勢条例の一部改正)

第36条 サンライフ伊勢条例(平成17年伊勢市条例第151号)の一部を次のように改正する。

別表1の表研修室の項中「1,230円」を「1,260円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「410円」を「420円」に改め、同表会議室の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,160円」を「2,220円」に、「510円」を「520

円」に改め、同表職業講習室の部Aの項及びBの項中「1,230円」を「1,260円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「410円」を「420円」に改め、同表教養文化室の部Aの項及びBの項中「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,580円」に、「410円」を「420円」に改め、同表体育室の部体育使用の項中「2,060円」を「2,110円」に、「3,090円」を「3,170円」に、「510円」を「520円」に改め、同部集会使用の項中「4,120円」を「4,230円」に、「6,180円」を「6,350円」に、「1,030円」を「1,050円」に改め、同表トレーニング室の項中「4,120円」を「4,230円」に改める。

(伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部改正)

第37条 伊勢市やすらぎ公園プール条例(平成17年伊勢市条例第152号)の一部を次のように改正する。

別表1の表個人の部中学生以上の項中「400円」を「410円」に改め、同表団体の部中学生以上の項中「360円」を「370円」に改める。

別表3の表中「30,900円」を「31,780円」に、「10,300円」を「10,590円」に改める。

(伊勢市吹上駐車場条例の一部改正)

第38条 伊勢市吹上駐車場条例(平成17年伊勢市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第8条中「8,240円」を「8,470円」に改める。

(伊勢市都市公園条例の一部改正)

第39条 伊勢市都市公園条例(平成17年伊勢市条例第159号)の一部を次のように改正する。

別表公園において行為をする場合の部業として写真を撮影すること。の項中「1,260円」を「1,290円」に改め、同部競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。の款伊勢市宮川堤公園芝生広場

の項中「10,920円」を「11,230円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 6 公園において行為をする場合を除き使用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、使用料の欄に定める金額に、当該使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該使用の期間が翌年度にわたる場合においては、使用料の欄に定める金額に、各年度における使用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

（伊勢市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第40条 伊勢市農業集落排水処理施設条例（平成17年伊勢市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「1.05」を「100分の108」に改める。

（伊勢市道路占用料徴収条例の一部改正）

第41条 伊勢市道路占用料徴収条例（平成17年伊勢市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「占用料の単位」を「単位」に、「以下「各年度の占用料の額」という。）の合計額（各年度の占用料の額を「その額」に、「当該各年度の占用料の額を100円として合計した額）」を「100円）の合計額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、

100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合には、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

(伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正)

第42条 伊勢市準用河川の流水占用料等に関する条例(平成17年伊勢市条例第156号)の一部を次のように改正する。

別表第1工業用の項中「3,664円」を「3,760円」に改める。

別表第2備考1中「占用期間」を「占用の期間」に、「1年未満の場合」を「1年未満であるとき」に、「ある場合」を「あるとき」に、「1箇月未満の端数があるときは、」を「なお1箇月未満の端数があるときは、1箇月として計算し、占用の期間が1箇月未満であるとき又はその期間に1箇月未満の端数があるときは、」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に、次のように加える。

4 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、年額占用料金の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を12で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。

(伊勢市上水道給水条例の一部改正)

第43条 伊勢市上水道給水条例(平成17年伊勢市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第5項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第36条第1号中「するとき。」を「するとき。 次の表の左欄に掲げる給水装置工事の工事費の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数

があるときは、これを切り捨てるものとする。」に改め、同号の表中「500円」を「470円」に、「100分の5」を「100分の4.8に相当する額」に、「100分の6」を「100分の5.7に相当する額」に改め、同条第2号中「するとき」を「するとき。」に改め、同条第3号中「するとき。1回につき500円」を「するとき。1回につき500円」に改め、同条第4号中「したとき。1回につき500円」を「したとき。1回につき510円」に改め、同条第5号中「するとき。1件につき1,000円」を「するとき。1件につき1,000円」に改め、同条第6号中「発行したとき。1件につき200円」を「発行したとき。1件につき200円」に改め、同条第7号中「するとき。1件につき14,000円」を「するとき。1件につき14,000円」に改める。

別表第1中「42,000円」を「43,200円」に、「84,000円」を「86,400円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「405,300円」を「416,880円」に、「630,000円」を「648,000円」に、「1,417,500円」を「1,458,000円」に、「2,516,850円」を「2,588,760円」に、「5,660,550円」を「5,822,280円」に改める。

別表第1中「42,000円」を「43,200円」に、「84,000円」を「86,400円」に、「157,500円」を「162,000円」に、「405,300円」を「416,880円」に、「630,000円」を「648,000円」に、「1,417,500円」を「1,458,000円」に、「2,516,850円」を「2,588,760円」に、「5,660,550円」を「5,822,280円」に改める。

(伊勢市公共下水道条例の一部改正)

第44条 伊勢市公共下水道条例(平成17年伊勢市条例第176号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表備考2(2)中「条例第14条第4項」を「第14条第4項」に改める。

(伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第45条 伊勢市病院事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部改

正)

第46条 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例(平成17年伊勢市条例第94号)の一部を次のように改正する。

別表1の表食材料費の項中「1,200円」を「1,230円」に改め、同表光熱水費の項中「10,000円」を「10,280円」に改め、同表教養娯楽費の項中「3,000円」を「3,080円」に改める。

(伊勢市コミュニティ消防センター条例の一部改正)

第47条 伊勢市コミュニティ消防センター条例(平成17年伊勢市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「820」を「840」に、「1,130」を「1,160」に、「3,390」を「3,480」に、「410」を「420」に改め、同表小会議室の項中「410」を「420」に、「510」を「520」に、「1,540」を「1,580」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例(第11条、第18条から第20条まで、第40条及び第43条から第45条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に納付すべき使用料等について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料等については、なお従前の例による。

(伊勢市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第40条の規定による改正後の伊勢市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続している農村下水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利

が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である農村下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（伊勢市上水道給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 第43条の規定による改正後の伊勢市上水道給水条例第29条第2項及び第5項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定するものに係る水道料金（施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（伊勢市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 第44条の規定による改正後の伊勢市公共下水道条例別表の規定に

かかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である下水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 第45条の規定による改正後の伊勢市病院事業の設置等に関する条例の規定は、施行日以後に受けた診療等に係る診療報酬等について適用し、同日前に受けた診療等に係る診療報酬等については、なお従前の例による。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中

国民健康保険被保険者証、 介護保険被保険者証、介護 保険資格者証、旧被扶養者 異動連絡票及び特定同一 世帯所得者異動連絡票	戸籍住民課長	1	を
	各支所長	9	

国民健康保険被保険者証、旧 被扶養者異動連絡票、特定同 一世帯所得者異動連絡票、介 護保険被保険者証及び介護 保険資格者証	戸籍住民課長	1	に改め、
国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証 明書、国民健康保険高齡受給 者証、国民健康保険標準負担 額減額認定証、国民健康保険 限度額適用認定証、国民健康 保険限度額適用・標準負担額 減額認定証、国民健康保険特 定疾病療養受療証、旧被扶養 者異動連絡票、特定同一世帯 所得者異動連絡票、介護保険 被保険者証及び介護保険資 格者証	各支所長	9	

同表市長印の項中

<p>戸籍・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、住民基本台帳・印鑑登録等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、評価・納税・所得・事業・課税等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、租税・廃車等の証明、コミュニティセンター使用(変更)許可書(四郷支所を除く。)</p>	<p>各支所長</p>	<p>9</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	----------

を

<p>戸籍・身元証明等の証明及び報告等(電子公印を使用するものを除く。)、埋火葬等許可証、住民基本台帳・印鑑登録等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、評価・納税・所得・事業・課税等の証明(電子公印を使用するものを除く。)、租税・廃車等の証明、コミュニティセンター使用(変更)許可書(四郷支所を除く。)</p>	<p>各支所長</p>	<p>9</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	----------

に改め、

同表出納員印の項中

伊勢市出納員 領 収 何々支所長	か い 書	長	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料 その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長 (四郷支所長を除く)	8
		方 縦 16 横 31			

を

伊勢市出納員 領 収 何々支所長	か い 書	長	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料 その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長 (宮本支所長及び四郷支所長を除く。)	7
		方 縦16 横31			
伊勢市出納員 領 収 宮本支所長	か い 書	長	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料 その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	宮本支所長	1
		方 縦14 横36			

に改める。

様式第2号から様式第6号までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年2月3日から施行する。

伊勢市告示第6号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成26年1月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成26年1月23日(木) 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算(第4号)
 - (2) 伊勢市立公民館条例等の一部改正について
 - (3) 専決処分事項の報告について

伊勢市告示第7号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成26年1月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
松下23号線	二見町松下字神ヶ谷 1871 番 1 地先		
	二見町松下字湊岩 1910 番 3 地先		
松下21号線	二見町松下字深浦 1768 番 11 地先		
	二見町松下字深浦 1768 番 130 地先		
鷹泊1号線	勢田町字鷹泊 302 番 92 地先		
	勢田町字鷹泊 307 番 1 地先		
前山1号線	宮本2号線		
	宮本2号線		

伊勢市告示第 8 号

市道の路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 26 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
松下 21 号線	二見町松下字深浦中道付 1748 番 10 地内		
	二見町松下字深浦 1769 番 9 地先		
鷹泊 1 号線	勢田町字鷹泊 302 番 129 地先		
	勢田町字杉谷 450 番 1 地先		
前山 1 号線	前山町字宮出河内 1385 番 1 地先		
	前山町字峯 1354 番 8 地先		
前山 25- 3 号線	前山町字峯 1351 番 112 地先		
	前山町字峯 1351 番 61 地先		
前山 25- 4 号線	前山町字峯 1351 番 106 地先		
	前山町字峯 1351 番 108 地先		
前山 25- 5 号線	前山町字峯 1351 番 115 地先		
	前山町字峯 1351 番 100 地先		

前山 25- 6 号線	前山町字峯 1351 番 66 地先		
	前山町字峯 1351 番 71 地先		
前山 25- 7 号線	前山町字峯 1351 番 56 地先		
	前山町字峯 1351 番 73 地先		
前山 25- 8 号線	前山町字峯 1351 番 18 地先		
	前山町字峯 1351 番 23 地先		
前山 25- 9 号線	前山町字峯 1351 番 99 地先		
	前山町字峯 1351 番 25 地先		
前山 25-10 号線	前山町字峯 1351 番 14 地先		
	前山町字峯 1365 番 1 地先		
前山 25-11 号線	前山町字峯 1365 番 56 地先		
	前山町字峯 1365 番 50 地先		
前山 25-12 号線	前山町字峯 1365 番 23 地先		
	前山町字峯 1365 番 30 地先		
小俣 25-13 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 26 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 558 番 42 地先		
小俣 25-14 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 96 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 558 番 22 地先		
小俣 25-15 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 91 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 558 番 144 地先		
小俣 25-16 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 81 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 555 番 62 地先		
小俣 25-17 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 71 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 555 番 58 地先		
小俣 25-18 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 61 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 555 番 53 地先		

伊勢市告示第9号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年1月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	松下21号線	3.0 ~ 29.0	152
市道	鷹泊1号線	5.1 ~ 9.0	460
市道	前山1号線	0.5 ~ 20.0	936
市道	前山25-3号線	6.0 ~ 15.0	102
市道	前山25-4号線	6.0 ~ 13.0	40.5
市道	前山25-5号線	6.0 ~ 13.0	94
市道	前山25-6号線	6.0 ~ 13.0	84
市道	前山25-7号線	6.0 ~ 14.0	89
市道	前山25-8号線	6.0 ~ 14.0	88
市道	前山25-9号線	6.0 ~ 13.0	167

市道	前山 25-10 号線	6.0 ~ 15.0	235
市道	前山 25-11 号線	6.0 ~ 15.0	154
市道	前山 25-12 号線	6.5 ~ 15.0	113
市道	小俣 25-13 号線	6.0 ~ 17.0	588
市道	小俣 25-14 号線	6.0 ~ 14.0	235
市道	小俣 25-15 号線	6.0 ~ 21.0	152
市道	小俣 25-16 号線	6.0 ~ 13.0	169
市道	小俣 25-17 号線	6.0 ~ 13.0	169
市道	小俣 25-18 号線	6.0 ~ 13.0	169

伊勢市告示第 10 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 1 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
松下 21 号線	二見町松下字深浦中道付 1748 番 10 地内 二見町松下字深浦 1769 番 9 地先	平成 26 年 1 月 21 日
鷹泊 1 号線	勢田町字鷹泊 302 番 129 地先 勢田町字杉谷 450 番 1 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 1 号線	前山町字宮出河内 1385 番 1 地先 前山町字峯 1354 番 8 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25- 3 号 線	前山町字峯 1351 番 112 地先 前山町字峯 1351 番 61 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25- 4 号 線	前山町字峯 1351 番 106 地先 前山町字峯 1351 番 108 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25- 5 号 線	前山町字峯 1351 番 115 地先 前山町字峯 1351 番 100 地先	平成 26 年 1 月 21 日

前山 25- 6 号 線	前山町字峯 1351 番 66 地先 前山町字峯 1351 番 71 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25- 7 号 線	前山町字峯 1351 番 56 地先 前山町字峯 1351 番 73 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25- 8 号 線	前山町字峯 1351 番 18 地先 前山町字峯 1351 番 23 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25- 9 号 線	前山町字峯 1351 番 99 地先 前山町字峯 1351 番 25 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25-10 号 線	前山町字峯 1351 番 14 地先 前山町字峯 1365 番 1 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25-11 号 線	前山町字峯 1365 番 56 地先 前山町字峯 1365 番 50 地先	平成 26 年 1 月 21 日
前山 25-12 号 線	前山町字峯 1365 番 23 地先 前山町字峯 1365 番 30 地先	平成 26 年 1 月 21 日
小俣 25-13 号 線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 26 地先 小俣町新村字一ノ岡 558 番 42 地先	平成 26 年 1 月 21 日
小俣 25-14 号 線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 96 地先 小俣町新村字一ノ岡 558 番 22 地先	平成 26 年 1 月 21 日
小俣 25-15 号 線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 91 地先 小俣町新村字一ノ岡 558 番 144 地先	平成 26 年 1 月 21 日
小俣 25-16 号 線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 81 地先 小俣町新村字一ノ岡 555 番 62 地先	平成 26 年 1 月 21 日
小俣 25-17 号 線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 71 地先 小俣町新村字一ノ岡 555 番 58 地先	平成 26 年 1 月 21 日
小俣 25-18 号 線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 61 地先 小俣町新村字一ノ岡 555 番 53 地先	平成 26 年 1 月 21 日

伊勢市告示第 11 号

平成 26 年 1 月 23 日開議の市議会臨時会で議決を経た平成 25 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 26 年 1 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成25年度伊勢市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成25年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 128,725 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 128,725 千円で補てんするものとする。） （単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	621,491	30,480	651,971
第3項	投資	31,900	30,480	62,380

（企業債）

第3条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額を次のとおり補正する。 （単位：千円）

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
医療情報システム	135,000	△ 1,000	134,000
ホロミウムヤグレーザーシステム	12,600	△ 2,100	10,500
結石破碎装置	25,000	△ 1,000	24,000
超音波検査装置	9,000	800	9,800
超音波凝固切開装置	0	3,300	3,300

伊勢市告示第 12 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 1 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
朝熊浜郷線	鹿海町字北岡 666 番 3 地先から 鹿海町字北岡 1668 番 1 地先まで	平成 26 年 1 月 30 日

伊勢市公告第 5 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 26 年 1 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 26 年 2 月 13 日 13 時 00 分から 平成 26 年 2 月 25 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 26 年 3 月 4 日 13 時 00 分から 平成 26 年 3 月 11 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 26 年 3 月 18 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 26 年 3 月 18 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	制限しません。ただし、国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,830,000 円	
公 売 保 証 金	190,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

伊勢市公告第 6 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 26 年 1 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 26 年 2 月 13 日 13 時 00 分から 平成 26 年 2 月 25 日 23 時 00 分まで
	入札期間	平成 26 年 3 月 4 日 13 時 00 分から 平成 26 年 3 月 11 日 13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 26 年 3 月 18 日 13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成 26 年 3 月 18 日 14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	制限しません。ただし、国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	4,410,000 円	
公 売 保 証 金	450,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

伊勢市公告第7号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告します。なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収税課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成26年1月20日

伊勢市長 鈴木 健一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成26年2月13日 13時00分から 平成26年2月25日 23時00分まで
	入札期間	平成26年3月4日 13時00分から 平成26年3月11日 13時00分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成26年3月18日 13時30分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収税課	
買受代金の納付の 期 限	平成26年3月18日 14時30分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	農地買受適格証明書の提出又は呈示をした者に限ります。また、国税徴収法第92条及び第108条に該当する者を除きません。	
見 積 価 額	4,120,000 円	
公 売 保 証 金	420,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

伊勢市公告第 8 号

岩渕 1 丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

平成26年 1 月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

伊勢市岩渕 1 丁目の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

平成26年 1 月21日から平成26年 2 月10日まで。ただし、土曜日及び日曜日（平成26年 2 月 8 日及び平成26年 2 月 9 日を除く。）を除く。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

伊勢市役所東庁舎 3 階防災スペース 1

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊勢市に対し訂正の申出をすることができます。

6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参してください。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。